

事務連絡
令和3年11月4日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校・専修学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する公立大学法人を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局国際教育課

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～
令和3年度の派遣留学生の募集（令和4年度派遣）について（周知）

平素より、高校生の国際交流の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

文部科学省では、初等中等教育段階から生徒等を国際的な視野を持つグローバル人材として育てるため、高校生留学の促進に向け、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム【高校生コース】～」(以下「本制度」という。)に取り組んでいます。

このたび、令和3年度の派遣留学生の募集（令和4年度派遣）について、下記のとおり、募集を行わないことといたしました。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程（以下、「高等学校等」という。）及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県私立学校・専修学校主管課におかれては所轄の高等学校等に対して、各国公立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する高等専門学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の高等学校等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校高等課程に対して周知に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 令和3年度の派遣留学生の募集（令和4年度派遣）について

本制度では、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の終了の予定（令和2年度まで）を1年延長し、令和3年5月に高校生コース第7期、6月に大学生等コース第14期の派遣留学を採択しました。

また、本年6月には、国内外において、感染症に対する対応策の蓄積やワクチン接種が進捗しつつあることなどを踏まえ、従来は奨学金等の支給の対象外としてきた外務省の感染症危険情報レベル「レベル2（不要不急の渡航取りやめ）」又は「レベル3（渡航中止勧告）」の国・地域へ渡航する場合でも、各大学等において学生等の安全確保に万全を期していただくことを前提に、令和3年8月より、実際の渡航期間が9ヶ月以上の学生等については、奨学金等の支給を再開しました。

しかし、現時点では、依然として、派遣留学生として採用されたものの、まだ渡航できていない学生等が多く存在しており、こうした学生等の留学を支援する必要があることから、令和3年度まで延長していた本制度を、更に令和4年度まで延長して実施することになりました。

また、このような状況を踏まえ、令和3年度の派遣留学生の募集（令和4年度派遣）は行わないこととします。

2. 今後の在り方について

本制度の今後の在り方について、現在検討しています。決定次第、トビタテ！留学 JAPAN 公式HP (<https://tobitate.mext.go.jp/>) やトビタテ！留学 JAPAN ニュースレターなどでお知らせします。

〔本件に関する照会先〕

文部科学省内 官民協働海外留学創出プロジェクトチーム 高校生コース担当

電話 : 03-5253-4111 (内線 4940)

03-6734-4940 (直通)

e-mail : tobitate-hs@mext.go.jp